

退職一括徴収の場合（下記の例は一括徴収した分を12月分で納入する場合）

3年度 市県民税 **給与支払報告書** に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

(あて先) 島原市長様 3年12月28日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名) 株式会社 島原商事	指定番号 9999999	部署 総務課
	所在地 島原市上の町537番地	氏名 島原 太郎	TEL 0957-63-1111	

給与所得者(納税義務者)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日から退職時 までの給与支払額
フリガナ 氏名	有明 花子	円	6 月分から	1 月分から	3 年 12 月24日	1. 退職 2. 休職 3. 転勤等 4. 死亡 5. 長期欠勤 6. 就職 7. その他	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収 (本人が納付)	円
宛名番号	00999999		12 月分まで	5 月分まで				円
住所 1月1日現在	島原市有明町大三東戊1327番地	166,700	97,700	69,000				控除社会保険料額
住所 異動後の住所	同上							円
								3,000,000
								250,000

A. 給与所得者(納税義務者)が新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 名称 (氏名)	TEL 応答者	左記勤務先へは月割額 _____円を ____月分から徴収するよう連絡済みです。
-----------------------	-----------------------	----------------	---

B. 未徴収税額を「一括徴収」する場合

一括徴収する理由 1. 異動が12月31日までで、本人からの申出があったため。 (年 月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため。	徴収予定額 69,000 円 <small>※右欄の ____月分も必ず記入してください</small>	一括徴収した税額は 12 月分 (翌月10日納期限)で納入します。 【例】8/10納期限分で納付する場合は、7月分と記載
--	---	---

C. 「普通徴収」の場合

一括徴収しない理由 1. 異動が12月31日までで、給与所得者からの申出がないため。 2. 上記(ウ)の金額を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 3. 死亡等による退職のため。 4. その他()
--

備考(連絡)欄

◎地方税法第321条の5第2項の規定により1月1日以降の退職者の未徴収税額(1月分~5月分まで)は全税額を一括徴収願います。

*市処理欄

宛名番号	現年度
現年度	システム
月更正	A D II
一括 月分納入 普切・特継・特切 月 月 期 期	
備考	新年度
	システム
	A D II

退職等により普通徴収に切り換える場合)

3 年度 市県民税 **給与支払報告書** に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

(あて先) 島原市長様 3年10月10日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名) 株式会社 島原商事	指定番号 9999999	部署 総務課
	所在地 島原市上の町537番地	氏名 島原 太郎	TEL 0957-63-1111	

給与所得者(納税義務者)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日から退職時 までの給与支払額
フリガナ 氏名	有明 次郎	円	6 月分から	10 月分から	3 年 9月30日	1. 退職 2. 休職 3. 転勤等 4. 死亡 5. 長期欠勤 6. 就職 7. その他	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収 (本人が納付)	円
宛番号	0099111	38,500	9 月分まで 円	5 月分まで 円				1,000,000
住 1月1日現在	島原市霊南二丁目45							控除社会保険料額 円
所 異動後の住所	同上		12,900	25,600				70,000

A. 給与所得者(納税義務者)が新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 名称 (氏名)	TEL 応答者	左記勤務先へは月割額 _____円を ____月分から徴収するよう連絡済みです。
-----------------------	-----------------------	----------------	---

B. 未徴収税額を「一括徴収」する場合

一括徴収する理由 1. 異動が12月31日までで、本人からの申出があったため。 (年 月 日 申出) 2. 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため。	徴収予定額 円	一括徴収した税額は _____月分 (翌月10日納期限)で納入します。 【例】8/10納期限分で納付する場合は、7月分と記載
---	----------------	--

C. 「普通徴収」の場合

一括徴収しない理由 1. 異動が12月31日までで、給与所得者からの申出がないため。 2. 上記(ウ)の金額を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 3. 死亡等による退職のため。 4. その他()
--

備考(連絡)欄

◎地方税法第321条の5第2項の規定により1月1日以降の退職者の未徴収税額(1月分~5月分まで)は全税額を一括徴収願います。

*市処理欄

宛番号	現年度
現年度	システム
月更正 一括 月分納入 普切・特継・特切 月 月 期 期	A D II
備考	新年度
	システム
	A D II

転勤等の場合（下記の例は10月分から新しい勤務先で特別徴収を継続する場合）

3 年度 市県民税 給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

(あて先) 島原市長様 3年10月5日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名) 株式会社 島原商事	指定番号 9999999	部署 総務課
	所在地 島原市上の町537番地	氏名 島原 太郎	TEL 0957-63-1111	

給与所得者(納税義務者)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日から退職時 までの給与支払額
氏名	有明 一郎	円	6 月分から	10 月分から	3 年	1. 退職 2. 休職 3. 転勤等 4. 死亡 5. 長期欠勤 6. 就職 7. その他	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収 (本人が納付)	円
宛名番号	0099000	269,500	90,300	179,200				10 月1日
住所	1月1日現在 島原市柏野町1111番地 異動後の住所 長崎市昭和町9191番地							

A. 給与所得者(納税義務者)が新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒850-0000 長崎市平和町〇×番地	TEL 095-888-xxxx	左記勤務先へは月割額 22,400 円を 10 月分から徴収するよう連絡済みです。
	名称 (氏名) 株式会社 長崎商事	応答者 島原 花子	

B. 未徴収税額を「一括徴収」する場合

一括徴収する理由 1. 異動が12月31日までで、本人からの申出があったため。 (年 月 日 申出) 2. 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため。	徴収予定額 円	一括徴収した税額は ____ 月分 (翌月10日納期限)で納入します。 【例】8/10納期限分で納付する場合は、7月分と記載
	※右欄の ____ 月分も 必ず記入してください	

C. 「普通徴収」の場合

一括徴収しない理由 1. 異動が12月31日までで、給与所得者からの申出がないため。 2. 上記(ウ)の金額を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 3. 死亡等による退職のため。 4. その他()
--

備考(連絡)欄

◎地方税法第321条の5第2項の規定により1月1日以降の退職者の未徴収税額(1月分~5月分まで)は全税額を一括徴収願います。

*市処理欄

宛名番号	現年度
現年度	システム
月更正	A D II
一括 月分納入 普切・特継・特切 月 月 月 月 期 期 期 期	
備考	新年度
	システム
	A D II

給与支払報告に係る場合（給与支払報告書提出後に給与所得者が退職し、新年度から特別徴収ができなくなった場合）

3 年度 市県民税 **給与支払報告書** **特別徴収** に係る給与所得者異動届出書

(あて先) 島原市長様 3年4月15日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名) 株式会社 島原商事	指定番号 9999999	部署 総務課
	所在地 島原市上の町537番地	氏名 島原 太郎	TEL 0957-63-1111	

給与所得者(納税義務者)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日から退職時 までの給与支払額
氏名 (フリガナ)	三会 一郎	円	月分から	月分から	3 年 4 月1日	1. 退職 2. 休職 3. 転勤等 4. 死亡 5. 長期欠勤 6. 就職 7. その他	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収 (本人が納付)	円
宛名番号	0011119		月分まで	月分まで				控除社会保険料額
住所 1月1日現在	島原市中原町乙1935第2		円	円				円
住所 異動後の住所	同上							

A. 給与所得者(納税義務者)が新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 名称 (氏名)	TEL 応答者	左記勤務先へは月割額 _____円を ____月分から徴収するよう連絡済みです。
-----------------------	-------------------	------------	---

B. 未徴収税額を「一括徴収」する場合

一括徴収する理由 1. 異動が12月31日までで、本人からの申出があったため。 (年 月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため。	徴収予定額 円	一括徴収した税額は _____月分 (翌月10日納期限)で納入します。 【例】8/10納期限分で納付する場合は、7月分と記載
※右欄の ____月分も 必ず記入してください		

C. 「普通徴収」の場合

一括徴収しない理由 1. 異動が12月31日までで、給与所得者からの申出がないため。 2. 上記(ウ)の金額を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 3. 死亡等による退職のため。 4. その他()
--

備考(連絡)欄

◎地方税法第321条の5第2項の規定により1月1日以降の退職者の未徴収税額(1月分~5月分まで)は全税額を一括徴収願います。

*市処理欄

宛名番号	現年度
現年度	システム
月更正	A D II
一括 月分納入 普切・特継・特切 月 月 期 期	
備考	新年度
	システム
	A D II